

## 第4回 磯辺地区学校適正配置地元代表協議会

1 日 時 平成20年10月6日(月) 10時00分～12時00分

2 場 所 磯辺地域ルーム(磯辺第一中学校内)

### 3 出席者

#### (1) 委 員

\*欠席委員：篠原委員、大川委員、今井委員、住友委員

\*代理出席：なし

#### (2) 事務局

山崎課長、古館主幹、加茂主査、伊藤主査補、齊藤主事

#### (3) 傍聴者 10名

### 4 議題

(1) 磯辺地区の適正配置シミュレーションについて

(2) 次回開催日時・場所について

### 5 会議資料

(1) 資料1 磯辺地区の適正配置【参考シミュレーション】

(2) 資料2 磯辺地区学区図

(3) 資料3 磯辺第三小学校の平成19年度推計と平成20年度推計の違いについて

(4) 参考資料

ア 平成20年度千葉市の教育

イ 教育だよりちば 第71号

ウ 教育だよりちば 臨時号

### 6 議事の概要

#### (1) 磯辺地区の適正配置シミュレーションについて

資料1「磯辺地区の学校適正配置【参考シミュレーション】」、資料2「磯辺地区学区図」及び資料3「磯辺第三小学校の平成19年度推計と平成20年度推計の違いについて」をもとに事務局より説明があり、質疑応答を行った。

#### (2) 次回開催日時・場所

平成20年12月8日(月) 午前10時から12時、磯辺地域ルームにて開催することとした。

## 7 発言要旨

### (1) 磯辺地区の適正配置シミュレーションについて

〈事務局〉

まず、磯辺第三小の児童数の推計について説明したい。平成19年度に算出した推計児童数より平成20年度に算出した推計児童数が多くなった理由として、一点目は、平成19年度に162戸規模の高層住宅（グランスイート）の開発があり、学区内、特に高洲4丁目の人口が増えたこと、二点目は、平成19年度には開発協議がなかったニチロの跡地に、140戸規模の開発がありそれを推計に加味したこと、三点目に、開発に対する児童の発生率を実績に合わせて見直し、高くしたことがあげられる。この地区の児童・生徒数増加の最大の要因は高洲4丁目の開発であるが、開発のピークは過ぎたと考えている。また、磯辺第三小学校区内の他の地域については、現在のところ、それほど大きな変化はないとみている。

〈村上委員〉

新しいマンションの実際の発生率が高めに出たため、修正したということか。県企業庁が売却した土地（磯辺西郵便局脇）にマンションが建設され、平成22年度から入居が始まると聞いているので、推計に入れておいてほしい。

※事前協議があり、5階建て1棟50戸の予定。

〈事務局〉

地域の状況や実績を踏まえ、発生率を高め修正し推計を行ったということである。（開発状況については、「千葉市宅地開発指導要綱」に基づき、開発業者からの事前協議が企画課に提出されたものについて、毎年推計に加味しているが、今後とも）情報収集に努めたい。

〈事務局〉

磯辺地区の学校適正配置【参考シミュレーション】について <資料説明>

(1) 磯辺地区の小学校の平成26年度の状況（統合が行われない場合）について

- ・「児童数・生徒数」には、特別支援学級の児童・生徒数は含んでいない。磯辺第四小の「病院内学級」は海浜病院内に開級、高浜第二小の「通級指導」は軽度の障害がある子どもに対する通級指導教室であり、学級数には含めていない。

(2) 統合シミュレーションについて

ア 参考統合シミュレーション1（磯辺第一小・磯辺第三小、磯辺第二小・磯辺第四小の統合）

- ・学校間の距離を考えた統合シミュレーションである。磯辺第一小と磯辺第三小の統合校では、5学年に少人数加配教員が配置され、場合によっては4学級になる可能性がある。

・少人数加配教員が配置された場合、学級を分けて学級数を増やすこともできるし、授業内容によりT. T (ティーム・ティーチング) や少人数に分けての指導を行うこともできる。自分は少人数指導教員として指導した経験があるが、例えば、算数の授業ではT. Tを行い遅れがちな子どもの個別指導にあたり、場合によっては少人数集団に分けて指導したりしていた。また、理科や総合的な学習の時間では、子どもたちの興味・関心に応じた指導を行うことができた。習熟度別に学級を分ける方法もあるが、子どもたちの成長にとっては、「いろいろな考え方をする子どもたちが一つの学級として共に学ぶ」ということが重要だと考える。少人数指導教員がいれば、いろいろな授業形態が可能になり、学習の効果は大きい。また、13学級以上になるので、専科担当教員も配置される。他の協議会では、「専科教員がいることは、子どもたちにとって非常に効果がある。」「専科教員がいることで、学校が明るくなる。」等の意見も出ている。やはり専門性を持った教員がいることで、子どもたちによりよい指導ができるようになるのではないかと。自分は、音楽専科の教員が配置されていない学校の経験もあるが、その時は負担が大きかった。専科教員配置のメリットとしては、専科教員が授業を担当している間に、担任は子どもたちの指導に必要な準備ができることや事務処理時間を確保できるということもあげられる。また、各学年2学級以上あればクラス替えもでき、学校行事の活性化が図れる。

・磯辺第二小・磯辺第四小の統合校については、第一次の取り組みの際に、小規模の学校同士を統合したとしても児童数はあまり多くならないのではないかと意見をいただいたので、どのようになるのかをシミュレーションしてみた。

イ 参考統合シミュレーション2 (磯辺第一小・磯辺第二小、磯辺第三・磯辺第四小の統合)

ある程度の規模がある学校と規模の小さい学校とを統合するパターンである。児童数が400～500人程で14～15学級となり、子どもたちが様々な関わりの中で成長していける、適正な規模になると考える。また、学年に複数の学級があるので、学年の担任同士も相談しながら指導を行うことができる。

ウ 参考統合シミュレーション3 (現在の磯辺第一中学校区、磯辺第二中学校区での統合)

現在、磯辺第一小の児童は、中学校進学に伴い磯辺第一中と磯辺第二中に分かれて進学していることを踏まえ、仮に中学校区で統合した場合について示したものである。児童数、学級数がほぼ同じとなる。この規模であれば専科教員が配置され、磯辺第一中学校区の統合校には少人数加配教員も配置される。「高浜6丁目の児童を含めた場合」は、話し合いの枠組みに沿ってシミュレーションしたものである。

エ 参考統合シミュレーション4 (高浜第二・高浜第三小の統合)

高浜第二小と高浜第三小とを統合した場合である。現在の学区で統合した場合には12学級となるが、高浜6丁目の子どもたちが磯辺地区の学校に通学することになると10学級になる可能性がある。

## 2 中学校の統合シミュレーションについて

- (1) 磯辺地区の中学校の平成26年度の状況（統合が行われない場合）
- (2) 統合シミュレーションによる平成26年度の磯辺地区の中学校の状況

### ア 参考統合シミュレーション1

現在の学区で磯辺第一中と磯辺第二中を統合した場合である。

### イ 参考統合シミュレーション2

高浜第二小学校が高浜中学校区へ変更になり、卒業生が高浜中学校へ進学する場合を仮定したシミュレーションである。

- ・中学校は教科担任制なので、各教科に専門の教員が配置されていることが望ましい。9学級以上あれば、ほぼ免許外を担当する教員はいなくなるだろう。複数の教員がいることにより、教科ごとに指導法等の研修が行え、情報交換しながら教科指導ができるので、特に5教科（国語、数学、理科、社会、英語）については、教員が複数いることが望ましい。8学級以下の小規模校だと、特に4教科（音楽、美術、技術・家庭、体育）については、免許外の教員や非常勤講師が担当する可能性が高くなる。理想は12学級以上あることである。学級数が多くなれば、体育祭・合唱祭等を学級対抗で行え、子どもたちは一層意欲が湧く。子どもたち同士の切磋琢磨や、やる気も違ってくるだろう。また、小規模校では、部活動は顧問を掛け持ちでなんとか開設している状況であり、経験のない教員が指導をしている場合も少なくない。子どもたちのやる気は、顧問がその場に居るだけでも違ってくるが、掛けもちではそれすらできない。各部に最低2人の顧問がつけば、教員の負担も減り、指導にあたりやすくなるだろう。
- ・資料に示したシミュレーションはあくまでも参考なので、他にも案があれば指摘いただき、作成したい。

〈木下委員〉

小学校の「参考統合シミュレーション3」の中学校区の区割りは、現在の中学校区で分けたものであるが、もし磯辺一小が2つに分かれるとなった場合でも、この境目はあくまでも仮のものであると理解してよろしいか。また、統合した場合と、しなかった場合の教員数を校長・教頭・養護教諭・教務主任の分を除いて比較しても、統合した場合の方が少なくなるが、統合が行われた場合、余った先生はどうなるのか教えていただきたい。千葉市全体で学校の数が減った場合、教員が他の市に行ってしまうのではなく、少人数指導教員等として、引き続き千葉市で指導していただきたい。

〈事務局〉

「参考統合シミュレーション3」の区割りは現在の中学校区で分けたものである。統合した場合、教員配置については十分に配慮するが、何人かの教員は他の学校に赴任することになる。いわゆる「担任の先生」は県費負担職員なので、全県的なバランスの中で配置されている。少人数指導教員については、千葉市全体の学校の状況を見て、配置される。統合校の教員配置は、統合が行われる段階で改めて検討することになるだろう。「学校適正配置実施方針」でも示されているが、教育の資源を有効に活用していくため、できる限り少人数指導等の教員を配置できるようにしていきたい。(なお、花島小では統合に伴い、1年目2名、2年目1名の教員の加配を行っている。)

〈近藤委員〉

現在の学区は変えないという前提で、統合について考えていくのか。磯辺は磯辺だけの学区に区切り直したりなどはしないのか。

〈事務局〉

この協議会では、学区のことも含めて議論していただきたい。資料に示したのはあくまでも参考であり、まず、現在の学区に基づいてシミュレーションした。磯辺地区と高洲・高浜地区は複雑であり、高浜第二小学校のように、両方の地区に関係する地域の保護者・自治会の代表者には双方の協議会に参加して協議していただいている。学区も含め、その地域にとってより方向性を検討していただきたい。

〈近藤委員〉

磯辺地区には県企業庁の所有地があり、現在空き地になっているが、今後どうなるのか。マンションが建つことは考えずに、協議すればよいのだろうか。

〈議長〉

磯辺一小北側の県企業庁の所有地については、企業庁からは、まだはっきりとした返答はないが、現在検討中と聞いている。

〈橋爪委員〉

保護者会の中で質問があったので、教えていただきたい。まず一点目として、企業庁の借用地にある学校について賃借料は発生しているのか。二点目は、統合後の跡地が企業庁の土地の場合と市の土地の場合との違いについて教えていただきたい。三点目は、企業庁の土地が跡地になった場合、その活用について、市は意見が言えるのか。以上三点について教えていただきたい。

〈事務局〉

まず一点目、賃借料については、学校として使用しているうちは無償である。学校ではなくなった場合は原則返却になるが、企業庁と協議を行うことになる。二点目の企業庁の土地が残った場合と、市の土地が残った場合との違いは、その土地の返却の問題が発生するか否かということである。三点目については、市として積極的に協議に加わる方向でのぞみたい。

〈寺山委員〉

事務局からは、統合すれば教員が増えメリットがあると説明されるが、保護者からは、「単純に資料を見ると、2校統合すると全体の教員数が減る。」「統合は、費用対効果を考え、人件費を抑える方向なのではないか。」と言われることがある。これについて、どのように説明すればよいか。「教育資源を有効活用する」と言うが、40人学級という基準を市の負担でどの程度変えることができるのか。

〈事務局〉

確かに、2校を統合すれば、校長・教頭・養護教諭・教務主任を除いても、統合前の2校の教員を単純に足した数より、統合後の学校の教員の数の方が少なくなることが多いが、学校の規模が大きくなれば、学校1校当たりの教員数は増えるので、校務分掌の負担が減り、多くの目で子どもたちを見ることができるなどの適正規模校としてのメリットが生まれる。いわゆる学級担任になることができる教員は県費負担職員であり、基本的に40人学級編成に基づき、県の配置基準に沿って配置される。県により、花島小学校開校の際に、統合増置教員として1年目に2名、2年目に1名の教員が増置されたが、これは、教育資源の再分配、激変緩和の措置という観点によるものであろう。県は、今後も、このような方針であると考えている。市ができる教員配置は、市費負担の教員、つまり、少人数学習指導教員のような非常勤教員であり、市の配置基準（現行では、小学校1～3年で36人学級のある学年に1人）に従って、配置されているが、「実施方針」でも示しているとおおり、統合に伴う非常勤教員のプラスアルファの配置（配置基準）を考えていきたい。

〈村上委員〉

学級担任の先生は、市独自の配置か県の配置か。全体の配置は県が決めるのか。

〈事務局〉

学級担任ができる教員は県で配置しており、給与も県から支給されている。市として採用はしておらず、県が採用して配置を決めている。市で独自に採用できるのは、少人数学習指導教員のような非常勤教員である。

〈木下委員〉

適正配置で、本当に少人数指導ができるようになるのか、教育の質が高められることになるのか確認したく、お聞きしたい。一般の教員については、先程の質問で分かったが、校長・教頭・養護教諭等の先生は、2校が統合すると、それぞれ1人でいいことになる。一般の教員は少人数指導に回ることが可能だろうが、校長だった人にそれはお願いできないだろう。千葉市以外の市に赴任することもあるのか。また、学級担任から少人数指導に回ることによって、給料が減り、モチベーションが低下してしまうようなことはないのだろうか。

〈事務局〉

統合という理由によって、今まで担任だった教員が、少人数指導に回るとか、当該校の校長・教頭・養護教諭が千葉市以外の市に異動するというわけではない。教員の異動や新規採用は、統合のあるなしにかかわらず、毎年、市内及び県内の教員配置のバランスの中で適切に行われるものである。学校に置く職として、校長、教頭、教諭、養護教諭などがあるが、担任をすることのできる教員のほとんどは、教諭と呼ばれる職にあり、例えば小学校では、学級担任・少人数指導担当・専科担当・教務主任といった役割に当たっている。学校職員の給与は、基本的には、職ごとに経験年数に応じて、県から支払われるものであり、県費負担職員と呼ばれている。（この点では、一般の地方公務員とは違う。一般の地方公務員は、例えば、千葉市に勤めていれば千葉市が給与を支払うし、千葉県に勤めていれば千葉県が給与を支払う。）つまり、役割が違って、職と経験年数が同じであれば、基本的には、支払われる給与は同じである。なお、非常勤教員は、教員免許を持つ人を1年ごとに採用していくもので、例えば、千葉市の少人数学習指導教員がそれに当たり、給与は千葉市が負担している。

〈岡村委員〉

高浜5丁目は磯辺地区の話し合いの枠組みに入っているが、間違いないか。

〈事務局〉

間違いない。話し合いの枠組みについては、昨年10月に行った枠組み検討会において、高洲4丁目と高浜5丁目は磯辺地区の枠組みに入ることが確認されている。また、高浜3丁目と高浜6丁目（高浜第二小学校区）は、磯辺地区と高洲・高浜地区と両方の協議会に加わることが確認されたが、最終的にどちらの枠組みに入るかは今後協議していくことになる。

〈藤岡委員〉

打瀬中学校のそばにマンションが建設されるようなのだが、その子どもたちが磯辺第二小の学区に入る可能性はあるのか。

〈事務局〉

打瀬地区は打瀬地区の学校へ通うので、磯辺地区の学区になることはない。基本的に「大きな川は渡さない」という原則があるので、それはない。

〈山崎委員〉

高浜3丁目が、磯辺地区のシミュレーションに入っていないがいかがか。

〈事務局〉

シミュレーションは、まず、話し合いの枠組みを基本として作成した。他の地区や学校とのシミュレーションがほしいという要望があれば、作成したい。なお、第一次学校適正配置の取り組みにおいて、「高浜第二小と磯辺第三小の統合」を提案したが、反対意見が多く地元代表の協議の場は設けられなかったという経緯がある。

〈山崎委員〉

中学校の「参考シミュレーション2」では高浜3丁目が除かれている。高浜3丁目としては、中学校は磯辺第二中に通学したいという希望があるのだが。

〈事務局〉

中学校の「参考シミュレーション2」については、仮に高浜第二小と高浜第三小の統合が行われ、現在の高浜第二小学校区（高浜3丁目と高浜6丁目）が磯辺第二中から高浜中へ学区変更した場合を想定してシミュレーションしたものである。もし、中学校区が変わった場合には、いきなり全員が高浜中へ通うわけではない。仮に高浜第二小と高浜第三小の統合が成立し、現在の高浜第二小学校区の中学校区が高浜中へ変更した場合については、小学校が統合した時点の在校生（1年生～6年生）のうち、現在の高浜第二小学校区（高浜3丁目と高浜6丁目）から通う子どもは、引き続き磯辺第二中（又は磯辺地区の統合中学校）に通うことを認めることとしたい。また、その時点での未就学児等、将来の扱いについても、状況に応じて柔軟に対応したい。統合による大きな変化を緩和できるようにしていきたいと考えている。

〈山崎委員〉

（高浜3丁目の）住民の意向としては、「磯辺第二中に通いたい」という希望が強い。暫定的な移行措置ではなく、将来的にも磯辺第二中の学区になることは認められないのか。

〈事務局〉

基本的には、同じ小学校に通っていた子どもたちが、違う中学校へ進学するということは望ましくないので、高浜第二小学校が高浜地区の小学校と統合した場合には、統合校は高浜中学校区としたいが、（高浜第二小学校が今まで磯辺第二中の学区であったことを踏まえ）、まずは、統合時点の在校生のうち、現在の高浜第二小学校区から通う子どもについて、学区外（磯辺第二中又は磯辺地区の統合中学校）への通学を認める。その後については、子どもたちの友人関係や、人口動態が変わる可能性等があるので、今から決めてしまわない方がよいのではないかと。状況に応じて、個別に柔軟に対応していきたい。

〈山崎委員〉

高浜第二小学校区の保護者には、磯辺第三小学校へ通わせたいという意見もある。また、磯辺第二中学校の学区だという理由で、高浜南団地（高浜3丁目）に転居してくる人もいるので、どこの中学校区になるのかをはっきりと示していただきたい。柔軟な対応ではなく、「中学校区は、磯辺第二中学校区になる」というふうにはっきり示していただかないと、住民へ説明するときに困る。

〈事務局〉

この件については、学区を担当する課と調整のうえ、柔軟な対応措置をとることとした。保護者には個々の意向もあるだろう。磯辺地区も高洲・高浜地区も（統合の組み合わせや学校の位置、さらには決定時期など）将来像について明確でない中で、仮に高浜第二小が高浜地区の小学校と統合した場合の中学校区の扱いを今からはっきり決めると、かえって不都合が生じる場合もあるので、高浜第二小学校区内から通う児童については、先ず、在校生について（統合により中学校区は高浜中となっても、今まで磯辺第二中の学区であったことを踏まえ）、中学校の選択を意向のおりとし、未就学児についても、柔軟な対応をとるということである。「柔軟な対応」とは、意向を認めないということではない。同じ小学校であれば、同じ中学校に行くことが原則ではあるが、意向は尊重するということである。

〈吉岡委員〉

学区と行政区の区割りについて、例えば学校が近くにあるのに、その学校の学区ではなく、違う学校の学区になる場合もあるようだが、学区の決め方には何か基準があるのか。

〈事務局〉

基本的には、学区で指定された学校に進学するように決められている。ただし、学区外通学の特例はある。その場合は、学区の担当をしている学事課で理由を聞いて、学区外通学を認めている。

〈松岡委員〉

小学校の保護者会で参考シミュレーションをお知らせしたいが、磯辺地区においての高浜第二小が含まれたものが出ていないので、高浜第二小も含んだシミュレーションをしていただきたい。それから、高浜第二小を含んだ磯辺第二中学区のシミュレーションもしてほしい。

〈事務局〉

今回はまず、話し合いの枠組みに基づいてシミュレーションした。次回は、高浜第二小全体としてシミュレーションしたものを提示したい。中学校については、「統合シミュレーション1」では、高浜第二小も含めたものである。「統合シミュレーション2」は高浜第二小の全員が磯辺第二中学校区から高浜中学校区へ変更となった場合だが、移行措置もあるので、あまり現実的ではないだろう。

〈西村委員〉

高洲4丁目と高浜5丁目は、それぞれ「高洲」、「高浜」なのに「磯辺」第三小へ通い、「磯辺」の話し合いの枠組みに入っている。住所名と学区（学校）名が一致していないが、住所名と学区（学校）は一致している方がよいのではないか。

〈事務局〉

話し合いの枠組みについては、地元説明会を行う前に「話し合いの枠組み検討会」の中で、高洲4丁目と高浜5丁目は、「磯辺地区」に決定している。

〈石塚委員〉

自分は中学校で教員をしていたことがあるのだが、教員の数については、「学校全体の教員数の差」と、「各学年の教員数の差」では状況が全く異なる。学年にいる教員数が多い学校の方が、各教員の負担は少なくなる。各学年に教員が一人や二人という学校と比べ、その違いは非常に大きい。統合すると、単純に二つの学校の先生の数を足した数より教員の数は減っているように見えるかもしれないが、「各学年における教員の数」は、増えることになる。例えば、学年に先生が二人だと、学年主任と学年副主任になってしまい、助けてくれる先生がいない。「各学年における教員数」が多いほうが、子どもたちをよく見ることができるし、学年ごとのまとめりもできてよい。「学年ごとに子どもたちを見ることができる先生」が多いほうがよいし、「そのためにはどうしたらよいのか」ということを考えていった方がよいと思う。学校現場に関わった者の意見として伝えたい。

〈村上委員〉

小中一貫校の検討も、千葉市教育委員会の課題の一つになっていると思う。小学校の「統合シミュレーション3」のように、各中学校区で分けて小学校を統合し、中学校2校を残して、それぞれの中学校の中に統合した小学校を併設してしまえば、小中一貫教育ができる。統合校の建設地等の問題も簡単になるのではないかな。

〈事務局〉

同じ敷地の中に、小学校と中学校があるという施設一体型の小中一貫校ということになるが、そこまで斬新なアイデアは思いつかなかった。小中一貫教育校の設置については、千葉市としての方針をこれから検討していくことになる。施設一体型の小中一貫校等も踏まえて、検討を進めたい。

〈橋爪委員〉

打瀬地区にマンションが建設されて、打瀬地区の子どもたちが磯辺第一中に通うようになることはないのか。このことについての反対運動が起きているということを目にしたのだが、もしそうなれば、生徒数が大きく変わることになるので、教えていただきたい。

〈事務局〉

全く聞いていない。小学校も中学校も、打瀬地区の子どもたちが磯辺地区に通うことは考えていない。

〈寺山委員〉

打瀬地区の一部の学区を磯辺地区にするということではなく、打瀬地区の新入生や転入生に、越境（学区外通学）を勧めているということはないのだろうか。打瀬地区の大規模校への学区外通学は認められないが、磯辺地区の小規模校へ学区外通学することは認められると説明されたという話を聞いたことがあるのだが、そのようなことはあったのだろうか。

〈事務局〉

現在、打瀬地区は中学校が1校、小学校が3校ある。二つ目の中学校新設の要望もあるが、現在のところは現状のままである。また、打瀬の文教地区に住宅開発計画があり、そこに学校新設の計画もあるが、それはベイトウンと文教地区との関係になる。学区外通学については、大規模校を解消するために、隣に小規模校がある場合、小規模校への通学を認めており、(この地域においても、この理由で、打瀬中から真砂一中又は磯辺一中に学区外通学することは認められているが、) 実際に希望する者はほとんどない。(なお、現在この理由で) 打瀬地区から磯辺地区(や真砂地区)へ通学している生徒はいない。

〈鳥越委員〉

自分の住んでいる磯辺6丁目は、マンションが建設されたときに近くに学校がなかったため、真砂地区の学校の学区となっていた。磯辺第二小ができてからも、兄弟姉妹で学校が変わることに対する保護者の反対が多く、磯辺地区への学区の変更ができなかった。しかし、平成20年度から磯辺第二小の学区となり、31年間苦労したが、やっと行政区と学校区とが一致したという経緯がある。それまでは、行政区としては磯辺の第33地区連、学校区は真砂第一中学校区という状況だったので、地域(磯辺地区)の情報が入りづらかったり、育成委員会等の行事は真砂地区に加わったりするというちぐはぐは状況があった。このような経験を踏まえると、行政区と学校区を一致させるように適正配置を進めた方がよいと思う。

〈西村委員〉

統合は、中学校から先に行われるのだろうか。小学校から統合が進み、中学校はその後ということになると、小学校で統合を経験した子どもたちが、また中学校で統合の波に揉まれてしまうことになり、かわいそうだと思う。

〈事務局〉

「実施方針」では、「中学校2校、小学校4校」を統合後は「中学校1校、小学校2校」という方向性は示しているが、方向性やスケジュールについては、この協議会で十分話し合っていたきたい。また、高浜第二小を加えたシミュレーションの他にもシミュレーションの要望があれば教えていただきたい。

〈寺山委員〉

仮に企業庁の土地が宅地になった場合、最大でどの程度の規模になるのか。その最大の規模を反映した場合のシミュレーションもしていただきたい。磯辺地区として、土地利用基準などを考え合わせて、最大でどの程度の人口、児童・生徒数になるのかを知りたい。

〈木下委員〉

高浜二小を加えた場合、マリーナストリートで学区を分けたシミュレーションもほしい。

〈事務局〉

次回、追加シミュレーションとして提示したい。